

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院
「山梨県立中央病院死後処置等業務」に係る一般競争入札公告

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院が発注する「山梨県立中央病院死後処置等業務（以下「業務」という。）」について一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（以下「規程という。」）第5条の規定により公告します。

なお、本入札は年度開始前の契約準備行為であるため、平成30年度において本契約に係る予算が成立しなかった場合は、本入札による契約は解除するものとします。また、本入札における落札の効果は、平成30年4月1日の平成30年度予算発効時において効力を生ずるものとします。

平成30年1月16日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院長 神宮寺 禎巳

1. 一般競争入札に付する事項

（1）件名

山梨県立中央病院死後処置等業務

（2）業務の仕様等

入札説明書で定める内容であること。

2. 一般競争入札に参加するために必要な資格等

（1）山梨県内において、葬儀業を行っている者であること。

（2）霊柩車運送業の許可を得ていること。

（3）山梨県の物品調達に関する入札参加資格を有している者であること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

（5）特別な事情がある場合を除き、この公告の日から入札の日までの間に山梨県から指名停止の措置がなされていないこと。

3. 一般競争入札に参加するために必要な条件

（1）業務に従事できる者を10名以上雇用していること。

（2）従事者に女性がいること。当院の要請があった場合、可能な限り女性従事者を派遣できるよう努力すること。

（3）1日あたり、2名の従事者2組以上を常時待機できること。

（4）当院の要請から、原則30分以内に業務を開始できること。

（5）従事者に業務に必要な研修を行うこと。新規雇用者の知識・技能等を習得させるため、段階的な研修が実施できること。

（6）遺族等に対して、受託者が実施する他の業務につながる営業活動・勧誘を一切行わないこと。

4. 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8506 山梨県甲府市富士見1丁目1番1号

地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 企画経理課調度担当

電話055-253-7111（内線2111）

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

この公告の日から平成30年2月1日（木）までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の（1）の交付場所において交付する。

(3) 事前説明会・現場説明会の日時及び場所

平成30年1月23日（火） 午前11時00分 山梨県立中央病院 2階 研修室

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成30年2月22日（木）までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、入札説明書の様式1から3、7及び8に付属資料を添えて、3の（1）の場所に持参すること。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、平成30年2月26日（月）までに書面により通知する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年2月28日（水） 午後1時30分 山梨県立中央病院 2階 研修室

※ 郵送による入札書は受領しない。

(7) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

入札公告に示した物品等を納入できると院長が認めた入札者であって、規程第8条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 最低制限価格の有無

無

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規程第26条第3号に該当する者については、これを免除する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 前払金

支払わない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。